

平成22年第1回三笠市議会定例会

平成22年3月9日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 1番 丸山修一氏
 - 10番 藤浪成憲氏
- 3 会期の決定
平成22年3月9日 17日間
平成22年3月25日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告) |
| 日程第 4 | 平成21年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について(監報第1号) |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 | 報告第3号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 議案第22号から議案第30号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針) |
| 日程第 8 | 議案第1号及び議案第2号について |
| 日程第 9 | 議案第3号から議案第13号までについて |
| 日程第10 | 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第15号 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第16号から議案第21号までについて |
| 日程第13 | 議案第31号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

出席議員(12名)

議長	5番	高橋守氏	副議長	1番	丸山修一氏
	2番	岩崎龍子氏		3番	佐藤孝治氏
	4番	齊藤且氏		6番	武田悌一氏
	7番	儀惣淳一氏		8番	猿田重夫氏
	9番	谷津邦夫氏		10番	藤浪成憲氏
	11番	扇谷知巳氏		12番	熊谷進氏

欠席議員(0名)

説明員

市長兼 総務部長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務課長兼 企画経済部長	森原裕氏	財務課長	右田敏氏
商工観光課長	北山一幸氏	企画振興課長	金子満氏
農林課長	小田弘幸氏	環境福祉部長	澤上弘一氏
市民生活課長	須河恵介氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
保健福祉課長	永田徹氏	建設部長	中沢敏男氏
建設管理課長	松浦基晴氏	建設課長	三宅博文氏
水道課長	高嶋善男氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	黒田憲治氏
学校教育課長	米田廣文氏	学校教育課主幹	梅津吉昭氏
社会教育課長	田中哲也氏	博物館長	栗山俊彰氏
病院事務局長	松本哲宜氏	消防長	長谷川浩二氏
消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏	生活安全センター長	阿部英雄氏
総務予防課付課長	西原淳志氏	監査委員	宇野政美氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

出席事務局職員

議会事務局長	星野直義氏	総務係長	豊口哲也氏
--------	-------	------	-------

開会 午前10時26分

開 会 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、平成22年第1回定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、1番丸山議員及び10番藤浪議員を指名いたします。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
会期は、17日間と決定いたしました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みといたします。

日程第4 監報第1号 平成21年度定期監査及び例月出納
検査の実施結果報告について

議長(高橋 守氏) 日程の4 監報第1号平成21年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題といたします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、監報第1号平成21年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みといたします。

日程第5 報告第1号及び報告第2号について

議長(高橋 守氏) 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題といたします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みといたします。

日程第6 報告第3号 まちづくり活性化調査特別委員会報告
について

議長(高橋 守氏) 日程の6 報告第3号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

齊藤委員長、登壇報告願います。

(まちづくり活性化調査特別委員会委員長齊藤且氏 登壇)

まちづくり活性化調査特別委員会委員長(齊藤 且氏) 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成21年第4回定例

会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑、答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、第4回定例会以降、2月23日に開催いたしました委員会では、1、三笠観光事業株式会社の経営状況について、2、市立三笠総合病院の状況について、3、北海道三笠高等学校の市立化の検討状況について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、三笠観光事業株式会社の経営状況についての調査では、1、年度別決算状況及び平成21年度決算見込みについて、2、三笠観光事業株式会社の収支見込みについて、3、桂沢観光ホテルについて、4、今後のスケジュールについて調査しました。

次に、市立三笠総合病院の状況についての調査では、1、第3四半期12月末の執行状況について、2、第3四半期12月末の診療科別収入の状況について調査しました。

次に、北海道三笠高等学校の市立化の検討状況についての調査では、1、市立化の取り組み経過について、2、市立化の課題等の対応状況について、3、市立化による高校の収支推計について調査し、行政から資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、調査を終了しました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みといたします。

日程第7 議案第22号から議案第30号までについて

（市政執行方針、教育行政執行方針）

議長（高橋 守氏） 日程の7 議案第22号から議案第30号までについてを一括議題といたします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成22年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可いたします。

初めに、平成22年度市政執行方針について。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成22年第1回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私が市長に就任し、本年度で2期目の最終年度を迎えるところとなり、この間、私は、ふるさと三笠を愛する熱い思いを胸に、「自らのまちは自らがつくる」という地方自治の

理念を基本に、皆さんとともにしっかりと地に足のついたまちづくりを目指し、全力を挙げて取り組んでまいりました。

これからも、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という思いを大切に、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し合いながら、協働のまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところであります。

さて、最近の世界経済は、新興市場国が景気の回復を先導しており、先進国の回復は緩慢で、回復の足取りが確固としたものになるまで、刺激策は継続を要するとの見方が強く、日本においては、世界経済の改善や緊急経済対策等の効果などを背景に持ち直しの傾向にありますが、自立性に乏しく失業率が高水準にあるなど、厳しい状況が続いています。

北海道においては、短期的には、道州制・支庁制度改革、雇用問題、また、中長期的には、財政健全化を目指し、抜本的財政構造の転換を進める取り組みなど、多くの課題を抱えております。

こうした中であって、本市は、新政権による小規模自治体への地方交付税における配慮が打ち出されたことやガソリン税の一般財源化が図られること等が示されるなど、明るい兆しも見えますが、一方で国が進めてきた桂沢ダム事業の凍結問題や市立病院事業会計、土地開発公社と三笠工業団地開発株式会社の借財など、厳しい財政環境を抱えていることから、着実な行政運営と一層の財政健全化による自立したまちづくりに取り組まなければならないと考えております。

私は、このように私たちを取り巻く時代の流れを的確にとらえながら、市民の皆さんとの公約の実現に向け、変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「自立ができ、住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

私は、市民の総意のもとでつくられた「振興開発構想」を具体的に取り組み、市営住宅の建てかえや「道の駅三笠」周辺の開発としてパークゴルフ場や食の蔵の整備に取り組んだほか、国の緊急的な経済対策を活用し、市民に直結した施策やまちの景観に配慮した政策を進めるなど、活力に満ちたまちづくりを着実に取り組んでまいりました。

また、少子・高齢化が進行する社会情勢を踏まえ、子供たちの安全対策、いじめ問題への対策、高齢者の福祉対策など、社会的弱者への支援の充実に努めなければならないと考えております。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

今日、本市においては、国の構造改革や地方分権の推進に対応を迫られる一方、高度情報化社会の到来、多様化する市民ニーズ、市立病院の経営問題など、内外情勢の変化により、厳しい財政運営を強いられております。

そこで、より効率的・効果的な行政運営を図るため、新たな「第4次行財政改革大綱及

び推進計画」に基づき、一層の行財政改革の推進に努めるとともに、事業内容を市民にわかりやすく透明性を持って実施するため、積極的に行政評価制度の運用を図ってまいります。

さらに、職員150人体制に向け、各種業務などの民間委託を積極的に推進するとともに、職員の能力や意欲、努力の状況などを的確に把握・評価するため、人事評価制度についても実施してまいります。

また、納付資力がありながら誠意のない滞納者に対しては、給与や自動車の差し押さえなどの法的措置により毅然とした対応を図るとともに、一定の行政サービス等の制限について検討するほか、債権回収専門会社への委託やインターネット公売の積極的な活用により収入の確保を図り、市民負担の公平化に努めてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

生涯を通じて心身とも健康で、心豊かに安心して安全な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って安全・安心な生活を送るための環境づくりや、互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし自立した生活が送れるよう、各種健康診査や健康相談を実施するとともに、健康に対する知識を身につけながら生活習慣の改善等にに取り組むことができるよう、水中運動と室内運動を組み合わせた生活習慣病予防運動教室を実施してまいります。

また、国のがん対策の拡充に向けた取り組みにあわせ、特に受診率の低い子宮頸がん及び乳がんについては、特定の年齢に達した女性に対し無料クーポン券を配布し、受診の促進を図ってまいります。

市立病院は、質の高い医療を安定的・持続的に提供できる自立した経営体制を築き、市民が安心してかかれる病院、かつ選ばれる病院づくりに取り組んでまいります。

また、全国的な問題である医師不足の状況は同様であり、医師確保を最重要課題と位置づけ、大学をはじめ各関係機関等に対し派遣を要請するほか、民間業者などを活用した招聘活動を積極的に行い、医師の確保に努力してまいります。

あわせて、看護師の確保についても重要であるため、新たに修学貸付金制度を設けるなど、看護師確保対策を講じてまいります。

さらに、本年度は、精神神経科病棟の療養環境の改善を図るため、必要な施設整備を行ってまいります。

国民健康保険については、特定健康診査及び特定保健指導を引き続き実施するとともに、人間ドックの補助対象人員を増加し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進することにより、医療費の抑制に努めてまいります。

また、保険料については、被保険者間の負担の公平化を図るため必要な見直しを行うとともに、健康優良家庭表彰についても内容を見直し、引き続き実施してまいります。

地域福祉については、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等に対し、地域ぐるみで見守り支え合う活動として、社会福祉協議会との連携により、小地域ネットワーク活動の拡充に努めるとともに、行政、関係機関、民間を含む地域の関係者が、高齢者等の実態把握と情報共有に努めながら緊急時に対応するため、連携・協力体制を再整備し、一層の安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

また、町内会などと協働で行っている、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、高齢者が健やかな生活を送ることができるよう「第4期高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービス、施設サービスをはじめ、各種事業等を実施するとともに、日常生活における買い物、通院などが容易にでき、高齢者が生き生きと過ごせる環境づくりについて研究してまいります。

介護保険については、「第4期介護保険事業計画」に基づき、適切なサービスの提供と介護保険財政の健全化に努めるとともに、要支援や要介護状態になることを予防するため、温浴施設を利用した介護予防水中運動教室や地域訪問事業を引き続き実施してまいります。

児童福祉については、子供たちが健やかに育ち、安心して保育を受けられるよう保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブや子育て支援事業の充実、実施に努めてまいります。

また、次世代の社会を担う子供たちの健やかな成長を支援するため、国が創設した子ども手当の支給について、適切に実施してまいります。

母子福祉については、国の出産・子育て支援の拡充に向けた取り組みにあわせ、通常、妊娠から出産までに必要な妊婦一般健康診査14回分について引き続き無料とし、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めてまいります。

また、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、母子家庭を対象として支給されている児童扶養手当については、新たに父子家庭に対しても国の制度に基づき対応してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスやコミュニケーション支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業のほか、障害者が通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を引き続き実施してまいります。

また、障害者の就労機会の確保について、市内企業に働きかけを行ってまいります。

生活保護については、生活保護法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークと連携し、被保護者の自立助長に努めてまいります。

交通安全については、依然として交通弱者と言われる高齢者が犠牲となる痛ましい事故が全国的に後を絶たないことから、関係機関と連携して高齢者に配慮した啓発活動を積極

的に展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、関係機関・団体と十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、架空請求や振り込め詐欺、悪徳商法などによる被害を防止するため、国の補助制度を活用し、消費生活相談窓口の充実・強化を図り、関係機関・団体と連携し、啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、老朽化した愛の鐘の機器を更新し、消防力の充実強化を図るとともに、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

さらに、住宅火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進の啓発に努めてまいります。

また、医療機関と連携し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、従来の救急自動車を高規格救急自動車に更新し救命率の向上に努めるほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本理念とした自主防災組織の結成促進と防災訓練を通じた地域防災力の向上を図るとともに、地震による建築物の被害を最小限に抑えるため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震化率の向上に努め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を瞬時に伝達できる全国瞬時警報システムを整備し、市民生活の安全向上に努めてまいります。

治水・利水を目的とした幾春別川総合開発事業は、昨年9月の新政権発足後に、国直轄ダム事業の凍結が発表され、その後「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においてダム事業の見直しが検討されるなど、今後の事業展開は不透明な状況にあります。ダム事業は本市並びに流域住民にとって重要な問題であり、一刻も早い両ダムを完成するよう、引き続き強く要請してまいります。

さらには、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業をはじめ地場産業の創出、企業誘致、商工業、観光などを緊密に連携させながら、地域産業の振興やたくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、活みなぎるまちづくりを進めてまいります。

農業については、農産物の加工による高付加価値化のシステムづくりや、都市と農村との交流の場となる滞在型の交流体験農園の検討を進めるとともに、安全・安心な地元農畜産物の消費拡大等を担う農産物振興事業や中山間地域等直接支払事業などのほか、担い手の育成・確保に向けた新規就農者等誘致特別対策事業を引き続き実施し、農業の基盤強化

に取り組んでまいります。

また、昨年の冷湿害等により被害を受けた農業者に対し、利子補給事業を実施してまいります。

さらに、本市の西の玄関口である「道の駅三笠」のイメージアップを図るため、「農の館」周辺に桜の植樹などを行う道の駅周辺施設整備事業を実施してまいります。

商工業については、市内中心部における空き店舗等の活用に向け、商工会と連携して、商業等の担い手を募るための取り組みを行うとともに、中心市街地の将来のあり方についても関係団体と連携し、調査研究をしてまいります。

企業誘致については、経済不況が深刻化しておりますが、「道の駅三笠」に隣接して温泉施設とパークゴルフ場がオープンするなど、周辺開発が進んでいることを最大限PRし、積極的な誘致活動に努めてまいります。

また、工業団地については、昨今の景気低迷により企業の設備投資が進まず、土地分譲がされない状況にありますが、昨年、緊急雇用対策で実施した企業誘致戦略アンケート調査事業の意向調査結果を有効活用するとともに、PRのためにDVDを作成し、効率的な誘致活動に努め、分譲促進を図ってまいります。

勤労環境については、市内の安定的な労働を確保するための方策を関係団体と調査研究するとともに、国の緊急雇用創出事業を導入し、雇用対策を図ってまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るための重要な産業分野と考えております。

鉄道村については、道内の鉄道発祥の地として、その歴史保存と本物のSLが走るといふ他に類を見ない観光資源を有効活用するとともに、館内展示施設等の整備や維持補修、入館者へのサービス向上に資するための体制強化、さらに民間活力の導入に努め、経営改善に取り組んでまいります。

また、鉄道村と博物館のセット料金を設定し、利用者の拡大を図ってまいります。

桂沢湖周辺については、周囲の原始林・渓流・湖を観光資源とした景勝地として、ダム事業など国・道の事業の進捗状況を踏まえ、桂沢観光ホテルの廃止という現実のもとで、民間活力の導入も視野に入れ、観光の核としての整備について調査研究を進めるとともに、昨年度に引き続き植樹などの景観整備事業を実施してまいります。

西桂沢地区については、「みかさ遊園」の魅力向上を図るため、遊具整備やトイレ改修を行うとともに、「桂沢国設スキー場」においても、利用者の増加と安全対策のための施設整備を行うほか、この地区から「サイクリングロード」でつながる幾春別地区までの一帯に、より多くの交流人口の増加を目指し、花による魅力的な景観づくりについて調査研究してまいります。

三笠地区については、中央公園に冬の華とも言えるイルミネーションの彩りをふやし、華やかさを演出するとともに、達布山周辺に景観整備のための植樹を行い、まちのイメージアップに努めてまいります。

昨年、「道の駅三笠」に移転した観光協会については、体制強化を図り、観光ネットワークを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

起業化については、特産品開発として、地域の素材を活用した三笠ならではの魅力ある製品づくりの研究に引き続き努めるとともに、起業化に向けた支援対策も研究してまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

本市には、豊かな自然という貴重な財産があり、この豊かな恵みを将来に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠については、昨年、消臭効果のあるEM活性液を全戸配布し、食品残渣の分別収集を促進してまいりましたが、今後は民間との連携によりEM活性液の普及を図るとともに、悪臭対策等への活用も研究し、よりクリーンなまちづくりを進めてまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における浄化槽設置の促進に取り組むとともに、環境衛生施設等においては、老朽化が著しい「みどりが丘環境センター」の放流量監視装置を更新し、処理水の適正管理に努めてまいります。

グリーン三笠についてであります。森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産です。特に森林は、二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしています。

この豊かな森林資源を守り育てるため、市有林内の除伐、下刈り、つる切りなどの整備を引き続き実施するほか、国・道など関係機関との連携により、森林の持つ公益的機能の向上や、環境の保全と有効活用等の調査研究に努めてまいります。

地球温暖化防止対策については、「環境基本計画」が終盤を迎えることから、その検証を進めるとともに、温室効果ガスの削減等に取り組むための計画の策定を進めてまいります。

また、温室効果ガスの削減を図るため国が提唱している「クール・アースデー」について市民啓発に取り組んでまいります。

さらに、国の温暖化防止対策の動向を見据え、有効な制度を活用しながら広く市民などへ新エネルギー導入の促進を図るほか、炭鉱地下資源の活用や新エネルギー導入の促進を図るほか、炭鉱地下資源の活用や新エネルギー関連の研究施設の誘致について要望してまいります。

市営住宅については、本年度から2カ年計画で、榊町団地建替事業を実施してまいります。

また、引き続き中層住宅の屋上防水改修、3階建て住宅の自動給油装置について、計画的に整備を実施してまいります。

さらに、周辺環境の改善と土地の有効活用を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に除却してまいります。

一方、個人住宅については、昨年度創設した「住まいのリフォーム助成事業」の対象工事を拡大し、より住宅の居住性、耐久性の向上に努めてまいります。

道路については、市街地の道路整備とサンファーム地区と達布地区を結ぶ景観道路の整備を引き続き実施してまいります。

道路の補修については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

また、橋梁の維持補修については、計画的で経済的な維持管理を目指し、「橋りょうの長寿命化修繕計画」を策定してまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、東清住町から弥生区間と桂沢地区の整備促進、主要道道三笠栗山線の国道12号交差点の渋滞緩和対策について、引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、岡山中央東公園のほか4公園の老朽化した遊具等の更新を行い、利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として、三笠地区の榊町において、雨水管整備を公営住宅整備とあわせて実施してまいります。

また、本年度実施の公営企業法適用に伴い経営の健全化に努めることとしておりますが、厳しい財政状況に置かれているため、使用料の改定に向け作業を進めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行開始後4年が経過し、これまで利用状況などを精査し路線の見直しなどを行ってまいりましたが、今後も基金の適正な運用により、市営バスの運行に努めてまいります。

また、利用者から要望の多い中央バスのイオン三笠店南口バス停の店舗側への移設については、具体的に関係者との協議を進めてまいります。

情報通信については、民間が行う地上デジタルテレビ放送のデータ放送を活用した実証実験に参加し、本市専用の情報発信について研究してまいります。

また、来年7月に全面切りかえとなる地上デジタルテレビ放送については、市民へ情報提供を行うとともに、難視聴地域においては、受信設備などの整備が必要であるため、補助制度などの活用を図り、関係者との協議を進めながら良好に受信できるよう取り組んでまいります。

さらに、インターネット回線のNTT光通信網のエリア拡大について、引き続き要請してまいります。

市営墓地については、弥生墓地の通路整備及び柏町墓地の環境整備を行い、安心して利用できるよう取り組んでまいります。

また、火葬場については、老朽化が著しい火葬炉を整備し、適切な施設管理に努めてまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

将来を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人が参加できる生涯学習社会の実現を目指すとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、教育基本法のほか教育三法も改正され、新学習指導要領に基づく教育が進められることとなり、新たな転換期を迎えております。

また、本市においても、今日的な課題解決のため、来年度、小・中学校の統廃合を進めているところであります。

こうした中で、幼児教育については、その重要性を考え、園児の保護者に対して、私立幼稚園就園奨励費補助金を引き続き交付してまいります。

学校教育については、「平成23年度小学校学習指導要領」への移行に向けて対応を図るとともに、全国学力・学習状況及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査を国や北海道の調査方針に基づき実施し、子供たちの学力及び体力の向上に努めてまいります。

学校施設整備については、統合を見据えた児童生徒のクラブ活動など課外活動の推進を図るため、三笠中学校グラウンド照明設備を増設するほか、三笠小学校及び三笠中学校において、公共下水道へ接続し、環境改善に努めてまいります。

子供たちの安全・安心については、不審者情報システムの活用及び青少年育成センターを中心に、地域の協力を得ながら、事件・事故から子供を守る環境づくりに努めるほか、市内小中学校4校に引き続きAEDを設置し、児童生徒の安全対策を実施してまいります。

学校のいじめ問題については、スクールカウンセラーの巡回相談や学校職員、保護者を対象とした研修会を開催し、その防止に努めてまいります。

特別支援教育については、障害を持つ児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うため、支援員や介助機具を配置し、一層の充実を図ってまいります。

小中一貫教育については、一定の成果を上げている岡山小学校と萱野中学校において、今までの実践の成果をさらに検証し、より特色のある教育を確実なものとするとともに、今後、全市に展開するための準備を進めてまいります。

学校統廃合については、昨年度設置した統合推進委員会の中で、それぞれの小・中学校統合校における学校経営の方針や通学手段等の具体的な方策について検討するほか、音楽コンサート等による児童生徒並びにPTAの交流等を行い、スムーズに統合ができるように進めてまいります。

旧幌内小学校については、昨年度、北海道教育大学幌内自然体験学習研究施設「アイ・ホロン」としてオープンし、今後は、大学と連携を深め、市民の健康増進や地域文化の活性化を図るさまざまなイベントを計画してまいります。

北海道三笠高等学校については、昨年9月の「北海道公立高校配置計画」において、本年度募集停止が決定されましたが、地元で高校がなくなることは、保護者の経済的・精神的負担を増大させるばかりではなく、企業誘致活動をはじめ、まちづくりに向けて大きく影響を及ぼすことから、市立での職業科高校を目指し、地域に密着した新しい高校の設立に向け、全力で取り組んでまいります。

社会教育については、「社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が豊かな心と人間性をはぐくむための活気ある生涯学習の観点に立ち、ぬくもりと思いやりのある、地域に根差した、市民と行政との協働による生涯学習社会の充実に努めてまいります。

また、市民が豊かな知識や情操教育を高められるよう、文化的な著名人による講演会や文芸など、新たな教養を育てるきっかけづくりを検討してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、市民の健康増進の場として全面オープンした国際パークゴルフ協会公認のパークゴルフ場「サン・パーク」の利用促進に取り組むほか、東京三笠会から発案されたマラソン大会の開催について検討を始めるとともに、指定管理者による健康づくりのための教室を開催し、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

また、老朽化している温水プールの循環ろ過装置改修等を実施するほか、陸上競技場の芝面の活用を再開し、利用者に対する安全確保と積極的な施設の活用を図ってまいります。

さらに、青少年の将来の夢をかなえるための支援として、日本ハムファイターズ球団と正式契約のもとで、技術の向上を図り、将来のプロスポーツ選手の輩出を目指すため、新たなスポーツ環境の充実に努めてまいります。

北海道遺産の三笠北海盆おどりについては、地域に根差した文化振興と地域づくりの目玉として、まちの活性化を図るため、市民、企業、団体等と連携し、全市的な取り組みにより、お盆期間中の8月14日、15日に開催するとともに、北海盆唄全国大会についても引き続き開催してまいります。

歴史・文化資源については、貴重な先人の足跡や文化財に恵まれており、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきたものであります。これらを大切に保存・公開し、後世に伝えてまいります。

さらに、本市が栄えてきた輝かしい歴史を語り継ぐためのDVDを作成し、三笠の歴史を広く紹介してまいります。

また、国の緊急雇用創出事業を活用し、市役所並びに博物館に保存している歴史的な文書等のデータ整備を行うほか、炭鉱遺産を活用した事業推進のため、北海道から派遣される職員と連携して地域振興につなげる調査研究をしてまいります。

博物館においては、各化石研究機関並びに博物館協力組織などと連携し、本市の特徴でもあるアンモナイト化石など古生物を生かした学術研究の充実・発展と、子供たちの地域に根差した教育の場の提供等に努めるとともに、昨年度からの継続事業を実施するほか、

古生物・地質展示室の改修等や、アンモナイト標本の購入により、多くの市民や市外の人々が利用しやすい施設として、機能の充実を図ってまいります。

さらに、特別展では、国内で活躍している恐竜模型作家による「恐竜模型の世界」をテーマに開催してまいります。

芸術・文化活動については、引き続き市民に生きた文化芸術鑑賞の機会を提供するとともに、「ミカサ・モダンアートミュージアム」においても、市民文化の展示及び創作の場として活用を図ってまいります。

また、公民館においては、公共下水道へ接続し、環境改善に努めてまいります。

国際交流については、これまで国際ふれあいパークを実施しておりますが、本年7月上旬には、ブラジル日本語センター25周年記念事業として、ブラジルから青少年46名が本市にホームステイすることが決定し、子供たちの視野を広めるための国際的な交流事業として取り組んでまいります。

次に、「未来をみんなでつくるまち」であります。

多様化・高度化する市民や地域ニーズに加え、個性豊かな地域社会の形成が求められる地方分権時代を迎え、市民と自治体の役割分担を明確化し、「自らの手によるまちづくり」という市民の参加・協働意識の高揚のため、その基本として創設した「未来づくり基本条例」に基づき、市民とともに考え協力して、未来をみんなでつくるまちを推進してまいります。

郷土愛については、市民や本市出身者などのボランティアグループによる歴史の保存・活用に向けた活動が行われてきております。

さらに、市民を元気にし、まちづくりへの参画意識の高揚を目指す、みかさ炎夏まつりの開催を支援してまいります。

また、東京及び札幌三笠会の会員による「ふるさと応援大使」の協力を得て、本市の知名度の向上を図るとともに、市民等が郷土を誇りに思える、活力あるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、本年度も引き続き小学生全員の給食費無料化を実施し、小学校児童世帯への教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報の共有化については、市民への説明責任を果たすため、広報みかさやホームページなどを通して情報の伝達を行い、情報の適切な公開と共有に努めてまいります。

市民参加については、各種懇談会や多くの審議会、委員会のほか、「未来づくり基本条例」に基づく「未来創造会議」において、市民の知恵やアイデアを市政に反映すべく提言をいただいております。今後も市民の皆さんからの意見聴取の機会を大切にするため、まちづくりアンケートを実施するなど、市民参加の推進に努めてまいります。

また、市政懇談会については、地域の活性化を図るため、協働ルームで地域の問題を検討していただいた後、連合町内会連絡協議会において行うこととし、多くの市民の声を市

政に反映することができるよう努めてまいります。

協働のまちづくりについては、市民との信頼関係を大切にしながら、連携した地域づくりを目指す協働ルームをより活発化させるため、まちづくり推進事業補助金の拡充を図ってまいります。

また、引き続き、みんなで考えるまちづくり事業を実施し、多種多様な知恵と行動をまちづくりに生かすことで、協働のまちづくりをより一層推進するとともに、地域の抱える課題解決に取り組んでまいります。

行政運営については、公平を前提に、限られた資源の中で、常に市民に視点を置いたサービスを行うとともに、さらなる事務事業の見直しや行財政改革に取り組み、民間委託の推進、指定管理者制度の継続などにより歳出の削減を図ってまいります。

あわせて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による制限を受けない財政構造へ転換するため、「第4次行財政改革大綱及び推進計画」並びに「公債費負担適正化計画」を確実に遂行するとともに、財政状況の透明性を高めるため、公会計制度を導入し、一般会計のみならず全会計の財務情報の開示を進めてまいります。

また、空知産炭地域総合発展基金の新基金についても、施設の修繕や企業誘致にかかわる基盤整備等に活用できるよう、使いやすい制度とすることなどについて要望してまいります。

市民生活の向上面においては、昨年度から準備を進めてきたパスポートの申請及び交付事務について、本年4月から業務を開始し、市民の利便性を図ってまいります。

また、市民会館については、老朽化している施設の一部を改修し、市内中心市街地に立地する地域交流の拠点として利用の促進を図るとともに、下水道普及率の向上を目指し、市民利用の増大を図る面からも公共下水道へ接続し、経費の削減に努めてまいります。

さらに、来年度は開庁130周年を迎えることから、その事業内容について十分検討を進めてまいります。

私は、市民の皆さんとの協働のまちづくりを基本として、私たちが住むこの三笠を、だれもが安心と希望に満ちあふれるとともに、将来にわたって持続的に発展し、次代を担う子供たちにとっても、誇りと思えるまちとなることが大切であると考えております。

地方分権が進展する中であって、経済問題、雇用問題などの課題も重なり、本市を取り巻く行財政環境は厳しい状況にあり、地方自治体の力量が問われてきております。

私は、この厳しい時代であっても、まちの将来をしっかりと見据え、市民に元気を取り戻し、この誇りある三笠の歴史や文化、産業、人材などの魅力がさらに向上するよう、これからも「身の丈にあった市政」を目指すとともに、自主・自立のまちづくりに邁進し、「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」をつくるため、全力を尽くして邁進する決意であります。

以上、平成22年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

終わります。

議長（高橋 守氏） 次に、平成22年度教育行政執行方針について教育長、登壇説明願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 平成22年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、国においては60年ぶりに教育基本法が改正され、教育関連三法の成立に引き続き、一昨年7月、「教育振興基本計画」が閣議決定し、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されました。

この中で、具体的に取り組む事項として、「新学習指導要領」（小学校平成23年度、中学校平成24年度）の円滑な実施や教員免許制度の見直しなど、教育行政は国の60年ぶりの政権交代と相まって、新たな転換期を迎えております。

また、いじめ問題や児童虐待など、子供が巻き込まれる事件も依然として多く発生し、食の安全問題など、教育に求められている課題が全国的に発生している状況にありました。

こうした中で、三笠市教育委員会としては、平成23年度の小・中学校統廃合に向けた最終段階の準備を行うとともに、「子どもは地域の宝」を基として、地域に根差した教育を進めるため、今日的な課題を解決し、将来をしっかりと見据え、学校・家庭・地域が一体となって取り組み、子供たちが「確かな学力の向上」「豊かな人間性の育成」「健やかな体の育成」をバランスよく身につけることができる人間育成の教育と、市民が生涯にわたって「生き生きと充実した人生」を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

国は、幼児期における教育の重要性から、小学校の前段に幼稚園を位置づけ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、良好な環境のもと、健やかな成長を図る努力を幼児教育に求めています。

本市の状況は、唯一の民間幼稚園が少子化などの諸問題を抱え、協力を求められているため、課題解決に向けて協議を進めてまいります。

また、幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、心身の発達に応じて、必要な基礎を培い、自主的、創造的な人間を育成するために極めて重要であります。

このため、「新学習指導要領」に基づき準備を進めるとともに、児童生徒に基礎・基本をしっかり身につけ、みずから学び、みずから考えるなど「確かな学力の向上」や、主体的に判断し問題を解決する能力など「生きる力」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕体験活動、他人を思いやる心や豊かな心の育成など、きめ細やかな教育活動を推し進めて

まいります。

「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、学力及び体力向上のため、本年度も国及び北海道の調査方針に基づき実施してまいります。

また、調査の結果を、市内の小中学校は各校ごとに、教育委員会においては全市的な観点から、それぞれの課題を把握するとともに、多角的な詳細分析を行い、その結果をもとに教育研究所を中心に、子供の学力及び体力向上並びに生活習慣の改善指導に努めてまいります。

小中一貫教育については、特区制度で岡山・萱野の両小中学校において、9年間を見通した地域に根差した教育を進めておりましたが、昨年度、この実績が認められ、空知管内教育実践表彰を受けることができました。現在、小中一貫教育は、国の制度改正により、文部科学省の教育課程特例校に変更されておりますが、今までどおり、より一層の定着を図る上からも、しっかり検証し、全市に展開するため、教育研究所、学校現場において、教育内容のさらなる研究を進めてまいります。

その内容は、英語を学ぶ「国際科」について、小学校1年生から4年生までは特例教科として、5・6年生は標準教科の外国語活動の中で、また、自然、環境、地域の歴史などを学ぶ「地域科」と基礎・基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく「選択学習」は、総合学習の中で地域に根差した全国に通じる教育として取り組んでまいります。岡山小学校以外の小学校においても、総合的な学習の時間などを活用し、英語でのコミュニケーション教育を引き続き実施してまいります。

また、国際交流については、これまでも公民館において、子供たちと保護者を対象に「国際ふれあいパーク」を開催して、外国の文化について触れる機会を設けておりますが、本年度は日伯協会の計らいで、7月上旬にブラジルの青少年46名が三笠でのホームステイをすることが決定したことから、中学校及び一般市民との友好を図るため、交流事業を実施してまいります。

さらに、三笠市みんなで考えるまちづくり委員会の提案を受け、児童生徒による「未来のみかさ絵・作文コンテスト」を引き続き実施するとともに、作品は市民文化祭などで展示し、市民と一緒にまちづくりについて考える機会を創出してまいります。

地球環境問題については、本年度も花壇の整備や学校周辺のクリーン作戦などを通じ、児童生徒の環境意識を高めるため、市内小中学校で取り組んでまいります。

依然として全国的に問題になっている学校におけるいじめについては、引き続きスクールカウンセラーによる学校巡回相談を実施するほか、教師、保護者を対象に、いじめ防止のための研修会の実施など、学校、地域や関係機関と協力して、より有効な対策を講じてまいります。

また、児童生徒の学校への携帯電話の持ち込みについては原則禁止とし、学校、保護者の協力を得て、ネット上によるいじめなどの被害を防止してまいります。

さらに、学校給食については、新しい委託業者への指導を徹底し、児童生徒に好まれる安全で安心な、おいしい給食を安定的に提供してまいります。また、「まちづくりの基本は人づくりである」との理念から、保護者の教育費負担の軽減を図り、食育による健康増進など、教育環境の充実を図るため、少子化対策として、小学生全員の給食費の無料化を継続してまいります。このため、財源確保については、教育関係機関を通じて、国に財政支援の制度の創設を要望してまいります。

学校施設整備については、新学習指導要領に対応するため、三笠小学校の理科教材を整備するほか、トイレを利用しやすい便器に一部取りかえるとともに、三笠中学校もあわせて公共下水道へ接続し、環境改善を図ってまいります。

また、平成23年度の統合を見据え、中学校の部活動が活発化することが予想されるため、三笠中学校グラウンドに7基の照明を増設し、野球などの活動しやすい環境を整備してまいります。

学校の適正配置については、人口減と少子化から、昨年1月の定例教育委員会において、平成23年度、幾春別・新幌内・美園の各小学校を三笠小学校に、三笠中央中学校を三笠中学校に統合することに決定いたしました。

本年度は、この統合を確実に行うため、統合推進委員会での議論を深め、「新学習指導要領」に基づく教育課程の編成や通学の安全確保の問題などをはじめ、児童生徒並びにPTAの交流事業として、「ほくでんファミリーコンサート」などの記念事業を行うことで、児童生徒が安心して統合校での授業や部活動ができるよう準備を進めるほか、閉校記念事業を支援してまいります。

また、旧幌内小学校の利用については、昨年度、北海道教育大学研究施設（アイ・ホロン）としてオープンいたしました。本年度は、大学のスポーツ、芸術分野でのキャンパスとして活用するほか、地域の子供や高齢者を対象にした交流事業や市民の健康増進について、大学と共同して教育実践を進めてまいります。

高校問題についてであります。市内で唯一の三笠高等学校は、平成21年9月、北海道教育委員会から示された「公立高等学校配置計画」の中で、残念ながら平成22年度募集停止が決定されました。

三笠市から高校がなくなることは、近隣市との教育格差を招き、生徒の地域への愛着心を奪い、保護者の経済的・精神的負担を増大させ、企業誘致活動においても影響を及ぼすなど、まちの根幹を揺るがす重要な問題であることから、道立高校が廃止されても、市立での職業科高校を目指し、地域に密着した新しい高校の創設に向けて全力で取り組むとともに、市民理解を得るため、先進自治体の取り組み事例などの講演会を開催してまいります。

また、資格取得の助成については、現在校生の進学及び就職に必要なことから、引き続き支援してまいります。

特別支援教育については、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っ

ていく必要があります。心身に障害のある児童生徒が適正な就学を図るため、就学指導委員会の審議を経て、小学校において4学級、中学校において1学級の特別支援学級を設置するとともに、支援員や介助機具を配置し、多様化する障害の状況に応じた教育を行い、保護者とともに児童生徒の可能性を最大限に伸ばす努力をしております。

地域や学校における児童生徒のいじめや非行、少年犯罪、不登校など子供の事件、事故が依然として発生しております。

児童生徒の安全対策については、学校支援地域本部事業を青少年育成センター主体に実施し、児童生徒の登下校の安全確保を図るとともに、既存の「子ども110番の家」、お年寄りによる「シルバーネット110」、民間企業の防犯パトロールの協力に加え、三笠警察署の指導協力による防犯教室の開催など、人間的な触れ合いによる日常活動を通じ、児童生徒に愛情のこもった安全指導を行ってまいります。

また、不審者情報一斉送信システムについては、教育委員会から学校へ、さらに保護者の携帯電話への連絡により、子供の安全を守ってまいりましたが、今後も普及拡大に努めてまいります。

さらに本年度、美園小学校ほか3校にAEDを設置して、児童生徒などの安全確保を図ってまいります。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成と学力向上に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育の実現を図るため、各種研修を実施するとともに、指導主幹・主事の学校訪問、学校評議員制度、人事評価制度などを積極的に活用し、教職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、教職員については、市内小中学校に勤務することは、その市町村の職員であるとの認識を持ち、市内の地域活動がその地域の文化や歴史などを学ぶ絶好の機会であることから、積極的に参加を促し、教職員の意識改革に向け、努力してまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領に合わせた本市における地域に根差した全国に通じる特色のある教育を進めるため、内容、方法、制度などを研究するとともに、小中一貫教育を統合後の三笠小学校、三笠中学校での実施に向けて、具体的な研究を継続してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯にわたり市民の「だれもが」「いつでも」「どこでも」みずからの意思と選択により自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ることが求められております。

このため、教育委員会としては、「三笠市社会教育中期計画」に基づき、地域に根差した市民と行政との協働による生涯学習社会の充実に努めてまいります。

家庭教育については、少子化や人々の価値観の変化により、人と人との結びつきが希薄化し、家庭と地域の教育力の低下が課題とされております。

このため、各家庭がみずから学習の機会をとらえ、「思いやり」や「ふれあい」を深める家庭教育を推進する中で、「早ね」「早起き」「朝ごはん」などの基本的な生活習慣や子

供の体力向上とあわせ豊かな心をはぐくむため、「しつけ」に関する学習を中心とした2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」を継続してまいります。

青少年教育については、今日、青少年を取り巻く社会環境が物質的に恵まれている半面、人間関係の希薄さや社会性の欠如などが指摘されております。

このため、家庭、学校、地域が共通の理解や認識のもと、緊密な連携を図る必要があるため、広報誌などを通じ、「青少年時代」に必要なマナーが習得できるよう啓蒙してまいります。

また、「三笠市地域子ども会育成連絡協議会」の自主的活動による、地域の自然や特性を生かした体験学習やリーダー養成のための研修など、NPO法人などと連携し、社会に貢献できる人の基礎づくりに力を入れてまいります。

成人教育については、変革の時代に対応できる知識と教養を高めるため、図書館の利用促進を促すとともに、地域や文化協会などと連携し、市民文化祭への積極的な参加や各種公民館講座を開設し、成人教育を推進してまいります。

また、成人祭については、社会人としての自立を促すため、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、「人生80年時代」を迎え、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に生きる力が求められています。

このため、社会の変化に対応した知識や技能を身につけ、楽しく充実した生活を送ることができるよう、引き続き第34回目となる「ことばき大学」を開催するほか、高齢者と子供たちとの世代間交流事業など、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

芸術・文化活動については、本年度も質の高い芸術文化に触れる事業として、生徒、保護者及び市民を対象に、小劇場や北海道教育大学の協力を得て吹奏楽の公演などを実施し、本市の特色ある市民文化芸術の振興を図ってまいります。

また、市民の芸術・文化交流の場として位置づけている「ミカサ・モダンアートミュージアム」（芸術文化交流施設）については、文化協会などと連携し、川俣ルーム展の内容をより充実し、利用者に喜ばれる芸術・文化の創作の場として施設の有効活用を図ってまいります。

北海道遺産の「三笠北海盆おどり」については、本年度9回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と地域振興のため、市民・企業・団体などと連携を図り、全市民的な取り組みにより、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催してまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き7月の第3日曜日に開催してまいります。

歴史、文化資源については、長い歴史や風土の中で継承され、はぐくまれてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存・展示するとともに、後世に伝えるため、郷土芸能団体の活動を支援してまいります。

また、昨年度実施した達布山展望台付近の植樹とともに、展望台の景観と安全を図るた

め、21年度補正（繰越明許費）で塗装工事を実施してまいります。

公民館については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための自主的な文化活動や学習成果の発表の場として提供するほか、市民の学習意欲に応じたICT講座などを開催してまいります。

また、施設については、1階のトイレを利用しやすい便器に一部取りかえるとともに、公共下水道へ接続し、環境改善を図ってまいります。

図書館については、市民の読書活動の役割を担う施設として、その利用拡大に努めてまいります。

特に、子供は本との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

このため、「三笠市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせ、ボランティアによる絵本とお話の会「かるがも会」などの各種事業を実施するとともに、小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行うなど、引き続き子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

博物館については、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を博物館ボランティアの会の協力を得て収集・保存し、研究・普及活動の充実に努めてまいります。

また、児童生徒に対しては、三笠の自然や化石を通じた地域の特徴ある授業を積極的に支援し、利用拡大を図ってまいります。

博物館整備については、「博物館夢構想」の提案を参考として、昨年度より2カ年で不足する施設を増設するとともに、より利用しやすく楽しんで見ていただけるよう、化石展示室のリニューアルを実施してまいります。

その内容は、市内外の児童生徒が、学校単位で博物館を利用して授業が行えるよう、学習のための講義室や化石のクリーニング実習室などの機能を充実させるものであります。

また、化石の保存については、博物館ボランティアの会や各大学の化石研究機関及び幾春別川ダム化石保全検討委員会と連携し、保存及び調査研究に努めてまいります。

特別展については、古生物の世界で、恐竜は大人から子供まで最も人気があることから、恐竜模型作家として国内で有名な荒木一成氏制作の恐竜40体を展示し、「恐竜模型の世界」をテーマに、8月1日から29日まで開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、昨年7月、36ホールで国際パークゴルフ協会の公認を受けたサン・パークコースが、市内外の利用者に愛される施設として、本年度も運営管理に努めるとともに、博物館並びに鉄道村との共通利用券を購入された方については、半券を受付に提示することで大人は半額の250円に、小人は無料で利用できる制度を創設し、利用者の拡大を図ってまいります。

スポーツの振興については、体育協会やスポーツ少年団と連携し、スポーツを通じて市民の健康増進と子供の体力向上を図ってまいります。

特に、スポーツ少年団においては、今年の野球少年団の全道準優勝の実績から、今後、

全国に羽ばたいてほしいと期待をしているところであり、この実現のために、本年度は野球に重点を置いて「日本ハムファイターズ球団」と委託契約を結び、少年野球及び中学校の部活動の技術の向上と競技力の強化を図り、「子どもの夢」の実現と「市民の希望」を現実に一歩近づけるため、新規としてスポーツ環境充実事業に取り組んでまいります。

また、三笠ドームで冬季開催の少年野球大会を継続するとともに、活動中のスキーの三笠レーシングチーム、サッカーの三笠FC、水泳少年団など、引き続き支援してまいります。

三笠運動公園内の有料体育施設については、民間事業者の企画力を最大限に生かした施設運営により、市民の利便性の向上を図るとともに、備品を整備し、施設の有効活用を図ってまいります。

さらに、施設整備においては、老朽化している温水プールやスポーツセンターの修繕を実施するほか、21年度補正（繰越明許費）で、温水プール外壁改修や要望が多い野球場スコアボード塗装工事などを実施してまいります。

以上、平成22年度の「教育行政執行に関する主要な方針」について申し上げます。

今日、国の政権交代など全国的な新しい教育の流れの中で、「教育振興基本計画」の具体的な実施、また、北海道の財政問題、さらに本市においては、自立する上での行財政改革、少子高齢化、小・中学校統廃合、三笠高等学校の存続など、課題も多岐にわたっており、教育行政を進める上で極めて厳しいものがあり、三笠市の教育行政にとっては、最大の課題・解決の年になるものと考えているところであります。

私は、教育委員会の果たす役割と責任の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と振興に向け、的確な施策の執行に最善を尽くす所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 議案第22号から議案第30号までの提案の途中でございますが、きょうお昼休みに議員会の役員会の開催の予定がございますので、これから昼食休憩に入らせていただきたいと思います。それと、1時から開会をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時57分

議長（高橋 守氏） 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

昼食前に引き続き、議案第22号から議案第30号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第22号平成22年度三笠市一般会計予算から議案第30号平成22年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

平成22年度三笠市各会計予算について、まず最初に、国の平成22年度地方財政対策ですが、景気後退による企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が昨年度に引き続き落ち込み、定数削減や人事院勧告に伴い、給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれています。

その一方で、地域のことは地域で決めるといった地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むこととし、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保するため、地方交付税については地域主権改革の第一歩として地方が自由に使える財源を対前年度より1兆1,000億円、増額措置されました。

こうした中、平成22年度における三笠市の予算は、見通しの不透明な景気動向にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し維持していくとともに、地方公共団体財政健全化法による制限の受けない財政構造へ転換するため、引き続き公債費負担適正化計画の遵守及び自立対策や行財政改革計画を推進する一方で、市民生活の利便性の向上や市民要望に対応できる事業の推進を図り、活力のある地域社会をつくることを目標に、予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明いたします。

最初に、議案第22号平成22年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、既存予算の配分にも知恵と工夫を生かし、経費全般にわたり効果のある予算編成とするものであります。

一方、主な政策的予算の内容について説明いたしますと、総務費では、三笠市の史実を後世に伝えるための記録を保存する「語り継ぐふるさと」紹介映像の制作及び市役所庁舎の適切な維持管理と美観確保のための改修事業のほか、地域において意欲的に取り組む活動に対し柔軟に支援できるよう制度拡充した協働のまちづくり推進事業を行うものであります。

また、これまで親しむ機会が少なかった文化度の高い著名人による講演会や、西桂沢から幾春別地区における花による魅力的な景観づくりを進めるための可能性調査を実施するものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業等について引き続き実施するとともに、新たに国が創設した子ども手当の支給を実施するほか、市民会館の施設維持を図るため、食堂部の屋根の改修を行うものであります。

衛生費では、生活習慣病予防対策として実施する温浴施設を活用した水中運動と室内運動を組み合わせた教室にかかわる経費を措置するほか、女性特有のがん対策として、国の制度を活用し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、検診費用を助成するものであります。

また、清住火葬場、弥生・柏町の墓地整備について必要な施設修繕等を実施するほか、

下水道処理計画区域外の世帯に対し、浄化槽設置整備費補助金を措置するものであります。

労働費では、緊急的な雇用対策として、国の緊急雇用創出事業を活用し、まちづくりに関する住民ニーズを把握するためのまちづくり調査事業などに取り組むものであります。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業や新規就農者等誘致特別対策事業の継続事業のほか、平成21年度の冷湿害等により被害を受けた農業者への支援として、災害対応資金の借り入れにかかわる利子補給を行うものであります。

また、道の駅周辺について、まちのイメージアップ等を目的に、桜の植栽などのほか、必要な整備を行うものであります。

商工費では、企業誘致活動の強化として、まちを紹介するPR用DVDを作成するための費用、みかさ三笠^{なつ}炎夏まつりの実施に対する補助金を措置するとともに、みかさ遊園及び三笠鉄道村の施設維持として必要な整備を行うほか、まちのイメージアップを図るため、達布山や桂沢湖周辺の景観整備を行うものであります。

また、消費者行政の向上を目的に、国の制度を活用し、消費者生活相談の体制強化を図るものであります。

土木費では、引き続き市道や都市公園の整備を行うほか、市営住宅では公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の建てかえ、存続住宅の維持整備及び灯油集中配管整備などにより、居住環境の向上を図るとともに、引き続き個人住宅の安全性や耐久性の向上を目的に、リフォームの一部を助成するものであります。

また、市民会館及び三笠小学校等の公共施設の水洗化を図り、施設の環境整備を行うものであります。

消防費では、緊急業務の高度化等に対応するため、老朽化した救急自動車を高規格救急自動車に更新するものであります。

教育費では、小中一環教育事業、小学校給食費無料化事業及びいじめ問題カウンセラー事業などを引き続き実施するとともに、学校運営上において必要な備品、施設整備を行うほか、平成23年度の小中学校統廃合に向けた諸準備や記念式典等にかかわる費用を措置するものであります。

また、平成23年度末をもって道立三笠高校が閉校されますが、今後も自立した教育政策を続けていくため、市立化に向けた全市的な機運を高め、新しい高校づくりを進めていく契機として講演会を実施するものであります。

そのほか、三笠市民文化芸術振興事業の一環として、クラシックコンサートや舞台芸術鑑賞事業について措置するほか、国の事業を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくり事業の実施を図るものであります。

さらに、昨年度から継続事業である博物館機能拡充整備事業や教育関連施設の維持に必

要な整備を進めるとともに、スポーツ環境を通じた教育行政の充実として、北海道日本ハムファイターズと連携し、小中学生の野球指導の強化を図るほか、日本とブラジルとの友好親善等を目的に、ブラジルの少年少女が日本に滞在するときに三笠市にもホームステイすることとなり、市民を交え、歴史文化を通じた交流事業を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず市税については徴収強化を図り、特に悪質な滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地財計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料等については、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについてすべて計上するものであります。

継続費については、市営住宅建替改善等事業を措置するものであります。

債務負担行為については、庁用車購入費、愛の鐘放送設備整備事業費のほか、市内小中学校へのAEDの設置等について措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は89億3,524万7,000円となり、前年度当初予算額と比較しまして5億5,865万5,000円、率にして6.7%の増となるものであります。

次に、議案第23号平成22年度三笠市老人保健特別会計予算についてであります。本会計は、高齢者の医療確保に関する法律により平成22年度まで過誤調整分を処理することと規定されていることから、後期高齢者医療制度への移行期の最終年度として予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療諸費は、平成20年3月以前の診療分を考慮し措置するとともに、それらに伴う運営事務費、短期資金利子を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。医療諸費にかかわる歳出見合い分について、支払基金交付金、国、道、市それぞれの負担割合に基づいた経費を措置するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は178万3,000円となり、前年度当初予算額と同額であります。

次に、議案第24号平成22年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分として、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計からの繰入金とし

て、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は2億1,810万9,000円となり、前年度当初予算額と比較しまして110万4,000円、率にして0.5%の増となるものであります。

次に、議案第25号平成22年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、退職者医療制度から一般分への移行見合い分を考慮し、措置したものであります。

また、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金等を措置するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業にかかわる経費を引き続き措置するものであります。

老人保健拠出金については、後期高齢者医療制度への移行による拠出金の減に伴い、2,773万4,000円を減額するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導の所要経費を引き続き措置するとともに、人間ドックの費用及び各種がん検診にかかわる費用の助成事業並びに生活習慣病予防運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額については被保険者間の負担の公平化を図るため4万円引き上げ、59万円から63万円にするものであります。今後は各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら慎重に検討するものであります。

また、退職者医療制度から前期高齢者医療制度への移行に伴い、療養給付費交付金を7,400万円減額し、国庫支出金を1億143万3,000円増額するものであります。

前期高齢者交付金については、平成20年度実績に基づく精算分を考慮した4億7,042万5,000円を措置するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する1億9,999万円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は17億1,195万6,000円となり、前年度当初予算額と比較しまして9,981万1,000円、率にして5.5%の減となるものであります。

次に、議案第26号平成22年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。介護保険財政を健全に運営するため、第4期介護保険事業計画を基本に、平成21年度の決算見込み額を考慮し、事業等については必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、平成21年度の決算見込み額をもと

に措置するものであります。

また、地域支援事業費については、介護予防を目的として水中運動教室や地域訪問事業に要する経費等のほか、ふれあいデイサービス事業については、経費の削減を図るため、市内の民間業者に委託先を変更し、実施する経費を措置するものであります。

一方、歳入であります。まず保険料については、第1号被保険者の減少を見込み措置するものであります。

また、支払基金交付金及び国、道、市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

さらに、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金については、介護報酬改定に伴う保険料上昇分を抑制するための財源として必要分を措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は14億8,051万7,000円となり、前年度当初予算と比較しまして453万6,000円、率にして0.3%の増となるものであります。

次に、議案第27号平成22年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、すべての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分388万7,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は390万2,000円となり、前年度当初予算額と比較して22万円、率にして5.3%の減となるものであります。

次に、議案第28号平成22年度三笠市水道事業会計予算についてであります。水道事業については、安全な水を安定的に供給するため施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減等について一層の努力をするほか、市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の減額により総額3億3,606万4,000円を措置するものであります。

また、支出については、職員給与費等では、一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億2,548万1,000円を措置し、収支では1,058万3,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億6,339万円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、有収率の向上を図るものであります。

一方、収入では、支出に関連する企業債を措置し、9,430万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,909万円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、支出予算の総額は5億8,887万1,000円となり、前年度当初予算額と比較しまして1億2,023万1,000円、率にして17.0%の減となるものであります。

次に、議案第29号平成22年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備と、水洗化の普及促進を目指すことを基本とし、本年度から適用する地方公営企業法に基づく損益勘定及び資本勘定による予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については下水道使用料を前年度と同等程度の見込みとしたほか、一般会計からの繰入金の積算方法を見直し、総額5億5,744万5,000円を措置するものであります。

また、支出については、職員給与等では一般会計に準じて措置するものであり、下水道施設の維持管理に必要な経費として総額5億5,273万8,000円を措置し、収支では470万7,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支についてであります。支出については榊町の雨水管の建設が主な事業であり、受益者負担金業務費と企業債償還金を含む5億1,172万2,000円を措置するものであります。

一方、収入では、支出に関連する企業債及び国庫補助金のほか、受益者負担と一般会計出資金を計上し、1億5,260万7,000円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,911万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、支出予算の総額は10億6,446万円となり、前年度当初予算と比較しまして2億806万7,000円、率にして16.4%の減となるものであります。

最後に、議案第30号平成22年度立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、平成20年度に策定した市立三笠総合病院改革プランの目的達成に必要な医師数が予定を下回っている実態であることなどから、最大の課題である医師確保に向けて全力で取り組むとともに、24時間365日、市民の健康を守る当市の基幹病院としての役割を果たし、充実した医療サービスの実施による収入の確保と経費の節減

などにより経営の改善に努めてまいります。

収入の確保に向けた取り組みとしては、一般病床では、平均在院日数の短縮と看護師配置の確保により、平成20年12月から採用している基準看護10対1を引き続き採用し、入院基本料を確保するほか、検査などの充実により、わかりやすく安心した医療サービスの向上に努め、収入増を図ります。

また、退職者の不補充、臨時職員での対応をすることなど、経費の節減に取り組み、効率的な運営を行ってまいります。

まず、収益的収支であります。収入については、現在の医師数に合わせた診療対応可能な1日平均入院患者数として、改革プランよりも19名減の149名を目標に設定した上で、入院・外来収益などを見込むとともに、必要経費の財源対策として一般会計からの繰入基準の見直しを図り、総額23億8,338万5,000円とするものであります。

また、支出では、材料費や経費など、効率的な執行に努めることを目指し、総額23億7,964万9,000円を計上するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、精神神経科病棟における医療環境改善を図るほか、企業債償還元金などにかかわる所要額として、総額1億4,727万8,000円を措置するものであります。

一方、収入については、補助金と一般会計負担金として総額8,157万5,000円を計上するものであります。

以上により、支出予算の総額は25億2,692万7,000円となり、前年度当初予算と比較して2億2,267万1,000円、率にして8.1%の減となるものであります。

以上、議案第22号から第30号まで一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第22号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第22号から議案第30号までの質疑は、3月15日から大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程第8 議案第1号及び議案第2号について

議長（高橋 守氏） 日程の8 議案第1号及び議案第2号について一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第1号三笠市公の施設共通使用料条例の制定及び議案第2号三笠市看護師修学資金貸付条例の制定について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市公の施設共通使用料条例の制定についてであります。今回の制定は、三笠市立博物館及び三笠鉄道記念館の両方に入館でき、三笠市パークゴルフ場の使用料が減免となる共通利用券を発行することにより、相互の入館者等を増加させることを目的に、公の施設の共通使用料を定めるものであります。

制定の内容は、共通使用料として小中学生の個人・団体をそれぞれ250円・200円に、高校生以上の個人・団体それぞれ600円・500円に設定し、単独で両方の施設を利用した通常料金と比較して20%から32.6%を割引するとともに、この半券をパークゴルフ場に提示することで使用料の減免を図るよう関係条例を改正するほか、必要な事項を規定するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第2号三笠市看護師修学資金貸付条例の制定についてであります。今回の制定は、市立三笠総合病院の看護師の育成と確保を図ることを目的に、修学資金の貸付制度を新設するものであります。

制定の内容は、北海道内の看護師学校等に在学し、看護師免許を受けた後に市立病院に看護師として従事しようとする方を対象として、貸付限度額を全日制は月額3万5,000円、通信制は月額2万5,000円とするものであります。

貸付期間は、それぞれの看護師学校等の修業年限とするものであります。

また、看護師免許を受けた後、市立病院に看護師として従事する場合には、返還を猶予し、貸付期間と同期間に従事した場合には返還を免除するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日とするものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号について一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) お諮りいたします。

議事の都合により、議案第1号及び議案第2号について質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程第9 議案第3号から議案第13号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の9 議案第3号から議案第13号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第3号三笠市職員定年等条例の一部を改正する条例の制定から議案第13号三笠市道路占用料条例及び三笠市普通河川等の占用料等条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第3号三笠市職員定年等条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、医師の確保を図ることを目的に、市立三笠総合病院に勤務している医師の定年の年齢を引き上げるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、定年年齢60歳を65歳に引き上げるものであります。なお、現在、定年退職の特例により引き続いて勤務している医師にあっては、その適用を除外するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市職員給与条例及び三笠市職員勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、平成21年8月11日の国家公務員の給与に関する人事院勧告により、国家公務員の給与等を改正されたことから、これに準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、月60時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を100分の125または100分の135から100分の150に引き上げるものであります。

また、月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対し休息の機会を与えるため、時間外勤務手当の引き上げ分にかえて、時間外勤務代休時間を指定できる制度を新設するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、主任准看護師に対する職務の級と号給について見直しを行うことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、平成22年1月1日における職員の昇給に当たり、主任准看護師に対し、現行は医療職給料表(三)において3級を適用している職務の級について、2級への切りかえを行うとともに、号給については先任准看護師とのバランスを図って位置づけるものであります。

施行期日は平成22年4月1日でありますが、改正後の規定は平成22年1月1日から適用とするものであります。

次に、議案第6号三笠市助産施設入所条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金における児童入所施設徴収金基準額表の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、出産育児一時金等の引き上げに伴う給付額の改正及び保険料相当額の上乗せ分を出産育児一時金等の額から控除するものであります。

施行期日は平成22年4月1日ではありますが、改正後の規定は平成21年10月1日から適用するものであります。

次に、議案第7号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、3歳以上児の第6階層、第7階層及び自由契約の保育費用を改めるとともに、第3階層における所得割・所得税額を計算する際の適用除外規定の追加及び同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園等を利用している場合に、これら施設を利用している3人目以降の就学前児童の保育費用を無料とするものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市老人福祉センター設置条例及び三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、ふれあいハウスにおける高齢者及び老人クラブの利用の減少に伴い、行政運営の効率化を目的に、ふれあいハウス及び同施設で実施しているデイサービス事業を廃止することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、老人福祉センター分室であるふれあいハウスに関する規定を削除するとともに、ふれあいハウスで実施しているデイサービス事業について、委託先を三笠市社会福祉協議会から民間事業所に変更することに伴い、事業名を自立援助デイサービス事業に改正するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市重度心身障害者医療費条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、身体障害者福祉法施行規則の一部改正による助成対象者の範囲の拡大に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、重度心身障害者の規定に内部障害である心臓、腎臓等の機能障害に肝臓の機能障害を追加するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険料の被保険者間の負担の公平化並びに保険料減免規定にかかわる措置を延長するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、賦課限度額を4万円引き上げ、59万円から63万円とし、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行する方の被扶養者の減免措置を後期高齢者医療制度の廃止までの間、継続するものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。今回の改正は、経営の改善を図る上で産婦人科の診療を廃止することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、産婦人科の診療を廃止することに伴い、産婦人科にかかわる規定の削除を行うものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

次に、議案第12号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防団員の処遇を改善し、消防団運営の充実を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、災害出動等にかかわる費用弁償を2,000円から3,000円に引き上げるものであります。

施行期日は、平成22年4月1日であります。

最後に、議案第13号三笠市道路占用料条例及び三笠市普通河川等の占用料等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路及び河川敷地占用料等の算定規定について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、農地法第23条第1項に規定する小作料の標準額を用いて算定している農耕地等の占用料等について、農地法等の一部改正により本規定が削除されたため、改正前の農地法の規定を引き続き適用するよう改正するものであります。

施行期日は平成22年4月1日ですが、改正後の規定は平成21年12月15日から適用するものであります。

以上、議案第3号から第13号まで一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

議事の都合により、議案第3号から議案第13号までについて質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第10 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合 規約の変更に関する協議について

議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第14号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 14 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、同組合の組織団体である胆振西部衛生組合が平成 22 年 2 月 1 日付、網走支庁管内町村交通災害共済組合が平成 22 年 3 月 3 日付でそれぞれ解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更が必要となるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により同組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断いたし、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

議事の都合により、議案第 14 号について質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 11 議案第 15 号 空知教育センター組合理約の変更に関する協議について

議長（高橋 守氏） 日程の 11 議案第 15 号空知教育センター組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 15 号空知教育センター組合理約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行により、支庁名の変更及び幌加内町の脱退に伴い空知教育センター組合理約の一部改正が必要となるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により同組合を組織する市町への協議があり、賛同すべきものと判断いたし、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 15 号空知教育センター組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 16 号から議案第 21 号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の 12 議案第 16 号から議案第 21 号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第 16 号平成 21 年度三笠市一般会計補正予算(第 5 回)から議案第 21 号平成 21 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第 4 回)まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 16 号平成 21 年度三笠市一般会計補正予算(第 5 回)についてですが、今回の補正は、既定予算額 8 億 8 6 1 万 6,000 円に 1 億 6,924 万 5,000 円を追加し、予算総額を 9 億 7,786 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳出であります。国の第 2 次補正予算により緊急経済対策として創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について、点検調整や塗装が必要な三笠鉄道村の S L 及び展示車両の整備事業、適切な住環境の確保を図るため、階段の手すりや火災警報器を整備する市営住宅整備事業のほか、温水プールなど教育関連施設の整備事業を含む 6 事業を実施するため、9,030 万円を措置するものであります。

このほか、新たに取り組むべき事業や予算の整理として、総務費では、道道岩見沢三笠線雪寒事業の補償金及び前年度繰越金などを備荒資金組合へ超過納付するほか、定額給付金給付事業の未給付者分の国庫補助金還付金を措置するものであります。

民生費では、国の地域活力基盤創造交付金制度を活用し、ぬくもり除雪サービス事業の

特定財源として財源更正するとともに、子ども手当支給に伴うシステムの改修費を措置するほか、昨年、国の経済危機対策として創設された子育て応援特別手当支給事業が執行停止となったことから、減額整理するものであります。

衛生費では、病院事業会計の経営健全化を目的に、今年度の収支不足額及び病院が抱える不良債務を解消するため、経営対策補助金を措置するものであります。

土木費では、国の地域活力基盤創造交付金制度を活用し、道路除雪事業の特定財源として財源更正するものであります。

教育費では、学校給食業務委託業者の経営破綻により臨時的な措置として給食業務を市に直営対応したことによる予算の整理を行うものであります。

公債費では、国の調整により公的資金の繰り上げ償還可能額が予定していた額より減額されたことに伴い、整理するものであります。

諸支出金では、病院事業会計の経営状況から、今年度予定していた医療機器購入にかかわる起債発行が認められなかったため、その財源対策として一般会計から貸し付けるものであります。

また、各款にわたり事業費等の確定による予算の整理をするものであります。

一方、歳入であります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金、道道岩見沢三笠線雪害事業の補償金及び病院事業会計経営対策補助金にかかわる備荒資金の取り崩しなど、歳入関連の特定財源収入 8 億 8,888 万 5,000 円を増額するほか、一般財源については、前年度繰越金の一部を計上するものであります。

次に、継続費の補正ですが、博物館機能拡充整備事業の執行に伴う整理をするものであります。

繰越明許費の補正については、子ども手当支給システム改修及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の執行が来年度になるため措置するものであります。

また、子育て応援特別手当支給事業が執行停止となったため廃止するものであります。

地方債の補正については、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第 17 号平成 21 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 19 億 4,895 万 2,000 円に 26 万 4,000 円を追加し、19 億 4,921 万 6,000 円とするものであります。

まず、歳入であります。平成 21 年度の後期高齢者支援金の精算に伴い、増額措置するものであります。

一方、歳入であります。この増額見合い分について国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

次に、議案第 18 号平成 21 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）についてであります。今回の補正は、病院事業会計健全化対策として平成 21 年度人事院勧告による給与改定に伴う引き下げ相当額を補助するものであり、既定予算額に 109 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出とも同額の 15 億 695 万 6,000 円とするも

のであります。

次に、議案第19号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、介護保険特別会計と同様に病院事業会計健全化対策として補助するものであり、既定予算額に61万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出とも同額の12億4,403万6,000円とするものであります。

次に、議案第20号平成21年度三笠市水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、介護保険及び公共下水道事業特別会計と同様に、病院事業会計健全化対策として補助するものであり、既定予算額に76万6,000円を追加し、収益的支出の総額を3億2,173万7,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は2,271万6,000円の利益になる予定であります。

最後に、議案第21号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、予算の整理のほか、単年度収支における発生する財源不足と平成20年度決算における不良債務の解消に対し、一般会計繰入金を措置するものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、医師の確保に最善を尽くしてまいりましたが、予定した医師数を確保することができなかつた実態などが影響し、患者数が大きく下回っています。

このため、入院においては2億6,418万2,000円、外来については6,076万7,000円の減を見込むものであります。

一方、支出については、医師数の減のほか、中途退職者の不補充対応、さらにボイラー技士の配置転換などを図り、人件費を抑制したことによる予算残、また患者数の減少に伴い、材料費、経費などを整理し、2億10万1,000円を減額することにより、支出総額を24億1,186万6,000円とするものであります。

この結果、1億5,900万円の経常損失が見込まれる状況となり、平成21年度に関しては収益的収支の均衡を図ることを目的に一般会計繰入金を追加するとともに、現在の医療環境と平成21年度の経営実態では、改革プランで掲げる不良債務の解消を図ることは非常に難しい状況と判断し、平成20年度決算における不良債務額4億945万3,000円について、一般会計から赤字補てんを行い、これらを含め収入総額を28億2,131万9,000円とし、この結果、収益的収入支出差し引きでは4億945万3,000円の利益が生じる見込みであります。

次に、資本的収入支出であります。支出のうち建設改良費について、入札結果に基づき減額するとともに、建設改良費に対する財源として見込んでいた起債の発行を見合わせ、財源対策として一般会計からの長期借入金で対応することについて整理するものであります。

これらにより、平成21年度末には2,161万3,000円の繰越留保資金が生じる見

込みであります。

以上、議案第16号から議案第21号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

議事の都合により、議案第16号から議案第21号までについて質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第13 議案第31号 三笠市固定資産評価審査委員会 委員の選任について

議長（高橋 守氏） 日程の13 議案第31号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第31号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員森川輝男氏及び西村厚志氏の平成22年3月22日付任期満了に伴い、その後任者として引き続き両氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

森川輝男氏は、昭和10年5月2日生まれで74歳、住所は三笠市美園町8番地50であります。同氏は、平成7年3月23日から三笠市固定資産評価審査委員会委員に就任し、現在に至っております。

また、西村厚志氏は、昭和36年6月19日生まれで48歳、住所は三笠市大里93番地であります。同氏は、平成19年3月23日から三笠市固定資産評価審査委員会委員に就任し、現在に至っております。

両氏とも固定資産の評価について十分な学識経験を持ち、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

休 会 の 議 決

議長(高橋 守氏) 休会についてお諮りいたします。

議事の都合により、明日3月10日から3月14日までの5日間休会にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

3月10日から3月14日までの5日間休会にすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

散 会 宣 告

議長(高橋 守氏) 本日は、これをもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員